

建築物省エネ法における軽微な変更

C 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更

- ・ルートA及びルートBに該当しない変更や「空気調和設備の新たな設置」や「空気調和設備の熱源機器の変更」などが該当
 - ・ルートCに該当する場合は、再計算した内容を所管行政庁等が確認し、内容に誤りがなければ「軽微変更該当証明書」を発行しますので、事前に、「軽微変更該当証明申請書」を提出してください。（申請手数料が必要です。）
 - ・建築基準法に基づく完了検査時に、当該「軽微変更該当証明書」とその内容が判る図書一式をあわせて提出してください。
- ◆以下の建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更は「計画変更」となり、法第12条第2項の規定に基づく手続きが必要です。
- ・建築基準法上の用途の変更
 - ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
 - ・評価方法の変更（標準入力法 ⇄ モデル建物法）